

令和6年度 準々要保護に認定またはそれ以外（認定外）の方へ【特別支援学級：固定学級】

- 各支給項目の振込み通知は省略させていただきます。支給時期は下表を参照願います。（義務教育学校は、小学校を「前期課程」、中学校を「後期課程」と読み替えてください）
- 支給時期については、あくまでも予定であり、事情により遅れることもありますので、御了承ください。また、小・中学校で支給時期が異なる場合があります。

支給項目 (右欄は支給対象者区分)	準々要保護	認定外	内 容	支給額 (小学校)	支給額 (中学校)	支給時期等 (下記支給予定日が金融機関休業日の場合は前営業日に支給) (年度途中認定の方はこの時期とは異なる場合があります)
新入学学用品費等 (1年生)	○	×	通学用服・靴・鞆の購入費用	25,555円	30,490円	7月下旬(31日頃の予定) ※対象は、5月1日現在、準々要保護認定者 ★入学前の3月に「新入学準備金」の支給を受けた方は、対象外となります。
学用品費等	○	×	学用品・通学用品購入費・校外活動費(日帰り)	6,620円/年	12,525円/年	前期・・・7月下旬(31日頃の予定) 後期・・・12月下旬(20日頃の予定) ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、準々要保護認定者 ※前後期、それぞれ1/2の額を支給します(端数が出る場合は、その端数を切り捨てた額)。 ※前後期ともに支給を受ける方は、後期分支給時に端数を切り上げた額を支給します。
校外活動費等	○	○	市内在住かつ在籍者の上記以外の特別支援学級活動費用	800円/年	1,155円/年	1月下旬(24日頃の予定) ※前後期分をまとめて支給します。 ※前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、固定学級に在籍
	○	○	特別支援学級宿泊生活学習の費用	実際にかかった費用 小学校上限8,000円 中学校上限13,000円		学務課から直接学校へ支給します。
交流学习・職場実習 交通費	○	○	市立学校特別支援学級在籍者の交流学习交通費用	実際にかかった費用		行事終了後、学校から請求のあった月の翌月25日頃
	○	○	市立中学校特別支援学級在籍者の職場実習交通費用	実際にかかった費用		
通学費	○	△	市内在住の児童・生徒の通学費用	実際にかかった費用		前期・・・11月下旬(29日頃の予定) 後期・・・翌年3月下旬(25日頃の予定) ※通学に電車・バス・モノレール又は自家用車を利用している場合
	○	△	市内在住の児童・生徒通学時の付添い人の交通費用	実際にかかった費用		
修学旅行費	○	×	移動教室(小6)・修学旅行の参加費用	実際にかかった費用の1/2		行事終了後、学校で精算が終了した月の翌月25日頃 (7月のみ31日) ※実際に行事にかかった費用の1/2をお振込みしますので、集金額と振込額が異なる場合がございます。
校外活動費(宿泊)	○	×	移動教室(小6を除く)の参加費用	実際にかかった費用の1/2		
体育実技用具費	○	×	体育の授業で使用する柔道着・剣道用具の購入費用(中学校)	実際にかかった費用の1/2 柔道着上限3,825円 剣道用具上限26,455円		購入後、学校から請求のあった月の翌月25日頃 ※個人購入の場合も対象となりますが、領収書(購入者氏名・業者印押印のもの。レシート不可。)を学校へ提出してください。
学校給食費	○	×	学校給食の費用	実際にかかった費用の1/2		1学期分・・・8月下旬(23日頃の予定) 2学期分・・・翌年1月下旬(24日頃の予定) 3学期分・・・翌年4月中旬(15日頃の予定) お支払いただいた費用の1/2を支給します。
オンライン学習通信費	○	×	オンライン学習にかかる通信費	7,000円/年 (1世帯あたり)		前期・・・9月下旬(25日頃の予定) 後期・・・1月下旬(24日頃の予定) ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、準々要保護認定世帯。 ※前後期、それぞれ1/2の額を支給します。

- 支給項目及び内容説明で、特に学年の明記がない項目については全学年が対象となります。
- ：支給対象 △：同額の費用が市より補助金として支給 ×：支給対象外

【※再審査を希望する方は裏面を御参照ください※】

所得審査で準々要保護またはそれ以外（認定外）となった方へ

申請のあった令和6年度就学援助・就学奨励費受給申請については、生活保護法に基づく認定基準により所得審査を行ったところ、準々要保護またはそれ以外（認定外）となりましたが、下表のいずれかに該当する場合は再審査の申し出をすることができます。該当する方は、提出書類を学務課又は学校に提出してください。

なお、下表の事由に該当することで、認定されるとは限りません。

1. 再審査には、教育委員会の指定する期日（通知を受取った日から30日以内）までに、必要書類を提出していただく必要があります。

※再審査を希望する場合でも、期限を超過してからの申し出については再度、申請書を提出（再申請）していただく場合があります。

この場合の認定期日は、再申請をされた申請日が基準となります。

2. 下表により再審査をする場合は、その該当者の所得を含めないものとして審査します。（③を除く）

3. 下表について、再審査の結果、認定となった場合は、認定事由となった条件の該当する期間が認定期間となります。

	対 象 者	提 出 書 類
①	国民年金法に基づく国民年金の掛け金の減免を受けている方	年金事務所で発行される 「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し
②	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方	「児童扶養手当証書」の写し または「児童扶養手当受給者証明書」の写し
③	主たる所得者の入院・死亡・失業等により、令和6年中の世帯全員の所得金額の合計が、基準額以下になる見込みであることが客観的に判断できる方	※事由及びその日付が確認できるもの 例) 「雇用保険受給資格者証」の写し 「離職票」・「退職証明書」の写し等
その他	地方税法に基づく市町村民税の非課税・減免を受けている方や、国民健康保険法に基づく保険税の減免を受けている方も、所得審査において考慮できる場合がございます。詳細は、学務課までお問い合わせください。	